

令和6年度高知県オンライン服薬指導機器整備事業費補助金【Q&A】

Q1.既に購入済みのものは対象か。

A.交付決定前に購入したものは、対象外です。 なお、購入は、交付が決定した後に行ってください。

Q2.いつまでに申請したら良いか。

A.R6年12月末までにご提出ください。ただし、予算の上限に達し次第受付を終了します。
なお、R7.2月末までに事業を完了し実績報告書を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

Q3.複数の機器等を購入して良いか。

A.可能です。ただし、申請はまとめて1回でお願いします。

Q4.要綱の別表第1に記載のない機器等は対象にならないか。

A.オンライン服薬指導に必要と考えられる機器であれば、対象となる可能性がありますので、申請前にご相談ください。なお、消耗品は対象外です。

Q5.見積書は必要か。

A.申請する機器等の全ての見積書の添付が必要です。
1つの製品の購入価格が30万円を超える場合は、2社以上から見積りを取り、安価な方の額で申請してください。なお、申請書類は全て消費税込み価格で記載してください。

Q6.納税証明書はどこで発行されるか。

A.県税事務所で発行されますので、下記にお問い合わせください。

県税事務所	所在地	電話番号
安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸1-4-36(安芸総合庁舎)	0887-34-1161
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	088-866-8500
中央西県税事務所	高知市丸の内1-7-52(高知県庁西庁舎)	088-821-4651
須崎県税事務所	須崎市西古市町1-24(須崎総合庁舎)	0889-42-2366
幡多県税事務所	四万十市中村山手通19(幡多総合庁舎)	0880-35-5972

Q7.県税完納情報に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)は、何を提出したらよいか。

A.※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式をご提出ください。
※2: 申請者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。
申請者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。
(注) マイナンバーカードは、表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可。)、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

Q8.申請書の様式や記載例はあるか。

A.高知県薬務衛生課のホームページに掲載しています。
県ホームページのトップページ→「オンライン服薬指導機器整備事業費補助金」で検索
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024071700193/>